

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、平成26年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の改正において対策の強化が図られた車両等の移動を中心に、国及び地方公共団体による円滑かつ迅速な道路啓開を推進する観点から、地方公共団体における道路啓開への備えの課題、効果的な取組等を明らかにするとともに、地方公共団体が道路啓開への備えを更に進めるために、国による支援、国と地方公共団体の協力、連携等の在り方等の検討に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国土交通省（地方整備局（5））

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（8）、市区町村（16）、民間団体等（8）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、近畿）

四国行政評価支局

行政評価事務所（新潟）

4 実施時期

令和3年9月～5年4月